

会津線利用強化調査業務委託プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 業務名

会津線利用強化調査業務

(2) 業務の目的

会津鉄道会津線の利便性向上及び経営安定化に向け、会津田島駅～会津若松駅間の非電化区間の電化整備やハイブリッド車両の導入などを含めた会津若松駅までの直通運行に係る各手法の費用と効果を検討するための調査を行う。

(3) 業務の内容

① 会津線の基本情報の整理

- ・会津線沿線地域の現況及び課題
- ・会津線の利用状況及び経営状況
- ・会津線の各種取り組み（沿線自治体の支援、駅周辺のまちづくり、利用促進等）
- ・特急リバティ会津の乗入れ効果

② 施設整備計画に係る会津若松駅までの直通運行等の検証

- ・直通運行による効果検討（時間短縮、観光需要誘発等）
- ・直通運行手法の検討（電化整備、ハイブリッド車両導入、気動車及び機関車による牽引等）
- ・各手法に係る概算費用の検討（関係者、事業者等へのヒアリング、現地補足調査を含む）
- ・費用対効果の比較検討（実現性の高い手法の選定、乗換対策に係る設備改善との比較）
- ・現行の各種計画における実現可能性（会津鉄道施設整備計画、会津鉄道第5次経営健全化計画等）

③ 持続可能な鉄道運営の検討

- ・会津線の現状を踏まえた鉄道運営（上下分離方式、BRT等）

(4) 履行期間

契約締結日から平成31年3月22日（金）まで

(5) 業務に係る委託料上限額

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件等

参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、以下の要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

3 公募から契約締結までのスケジュール

日程	時間	内容
4月16日（月）	—	公募開始（公告日）
5月7日（月）	17時15分	質問受付締切

5月9日（水）	17時15分	参加意向申出書締切
5月15日（火）	—	提案書受付期限
5月23日（水）	—	選考委員会
5月下旬	—	結果通知、契約締結

5 質問方法

(1) 受付期間

平成30年5月7日（月）17：15必着

(2) 提出場所

会津若松市企画政策部地域づくり課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1202 FAX：0242-39-1403

メールアドレス：shinko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(3) 提出方法

質問書（第2号様式）を地域づくり課へ、FAXまたは電子メールで提出すること。

FAXの場合は、送付後地域づくり課へ確認の電話をすること。

※ 市へ直接持参した場合は、受理しない。

(4) 回答方法

質問書への回答については、随時行う。なお、質問者にはFAXまたは電子メールにより回答することとし、併せてその内容について市ホームページに掲載する。

6 参加意向申出及び辞退の方法並びに様式等の入手方法

(1) 参加意向申出の受付期日

平成30年5月9日（水）17：15必着

(2) 提出場所

会津若松市企画政策部地域づくり課（5の(2)に同じ）

(3) 提出方法

参加意向申出書（第3号様式）を地域づくり課へ、FAXまたは郵送で提出すること。

FAXの場合は、送付後地域づくり課へ確認の電話をすること。

※ 市へ直接持参した場合は、受理しない。

(4) 辞退方法

参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届（第4号様式）を地域づくり課へ、郵送または持参により提出すること。

(5) 様式等の入手方法

参加意向申出書等の様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、郵送等による配布は行わない。

（掲載場所）

トップページ>事業者の方へ>分野別（入札情報）>各分野のページ（発注情報・契約情報（契約検査課以外））

7 企画提案書の提出及び作成方法

(1) 宛先

〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 地域づくり課 行

(2) 提出期限

平成30年5月15日（火） 会津若松郵便局必着

※ 平成30年5月6日（日）から5月15日（火）までの間に会津若松郵便局に到着するよう、簡易書留または一般書留の定型外郵便物として郵送すること。郵便局留の保管期間は10日間であるため、厳守すること。

※ 市へ直接持参した場合は、受理しない。

- (3) 封筒
別紙のとおり記載すること。
- (4) 企画提案書の内容

項目	内容
① 会社概要	会社の資本金、事業所、従業員数等がわかるもの。
② 業務実施体制	本業務を実施する技術者と所有資格（技術士、RCCM等）、担当する業務内容・業務分担等について記載したもの。
③ 類似業務の実績	これまで実施した鉄道の調査・計画・設計に関する実績について記載したもの。（実績が複数ある場合は過去3年間）
④ 業務に対する基本的な考え方	本業務への取組方針について記載したもの。
⑤ 企画案	仕様書に基づく提案内容を記載したもの。
⑥ 工程計画	契約締結から成果品納品までの実施スケジュールについて記載したもの。
⑦ 見積明細書	本業務に要する経費について記載したもの。

- (5) 企画提案書の様式
- (別紙様式1) 表題 (1枚)
 - (別紙様式2) 会社概要書 (1枚)
 - (別紙様式3) 業務実施体制 (1枚)
 - (別紙様式4) 類似業務の実績 (1枚)
 - (別紙様式5) 業務に対する基本的な考え方 (1枚)
 - (任意様式) 企画案 (10枚以内)
 - (任意様式) 工程計画 (1枚)
 - (任意様式) 見積明細書 (1枚)

(6) 企画提案書作成上の注意点

- ① 企画提案書は、A4判縦、片面、横書き、文字は11ポイント以上とすること。また、左綴じで1冊にまとめること。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ③ 提案書の内容に不足がある場合、その項目は0点とする。

(7) 部数

8部（ただし、正本1部、副本7部とする。正本には押印し、副本は正本のコピーを可とする。）

8 審査方法

(1) 審査体制

審査は、会津若松市が依頼した6名の委員により組織された選考委員会が行う。

(2) 審査方法

提案書及び提案者へのヒアリングにより、審査基準をもとに審査を行う。

(3) 日時

平成30年5月23日（水） ※ 時間は後日連絡する。

(4) 場所

会津若松市役所 本庁舎中庭第2会議室

(5) ヒアリングの方法

- ① ヒアリングへの出席は2名までとする。
- ② ヒアリングの順序については、参加意向申出書の提出順とし、その順番及び時間について

ては、平成30年5月16日（水）以降に、FAXまたは電子メールにて連絡する。

- ③ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明すること。
- ④ プレゼンテーションの時間は、各団体25分程度（内容説明15分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ⑤ ヒアリングの際に、新たな説明資料等の持ち込みは禁止する。

9 審査基準

別紙「会津線利用強化調査業務委託プロポーザル企画提案審査基準」による。

10 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

11 失格条項

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- ① 提案書その他提出書類の提出期限及び提出方法を遵守しなかった場合並びに提出部数に不足があった場合
- ② 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 選考委員に対して、故意に接触を求めた行為を行った場合
- ④ 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- ⑤ 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- ⑥ その他選考委員会が不適格と認める場合

12 契約手続

本プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。

会津若松市は、委員会で選定された提案者との間で、仕様書の内容について企画提案書を踏まえた協議を行った上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

選定された提案者は、市との契約締結に当たり、契約予定額の100分の10以上の額の契約保証金を会津若松市に納入すること。

その他、契約締結に当たっては、会津若松市財務規則等に基づき行う。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出した書類等の返還はしない。
- (3) 提出した提案書について、書き換え、引き換えまたは撤回することはできない。
- (4) ヒアリングを指定された日時は厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は、速やかに地域づくり課まで連絡すること。
- (5) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (6) 資格者名簿に登録されている事業者にあつては、通常の入札等同様、使用印鑑登録印を使用し、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。